

市県民税申告書（兼国民健康保険税・介護保険料申告書）

の書き方・注意事項

☆市県民税の申告をしましょう。

市県民税の申告は、大切な手続きです。

あなたの市民税・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を決定する資料となるだけでなく、保育園の入所、各種公営住宅の入居および金融機関への申し込み、その他さまざまな申請の際に必要な「所得証明書」等のもとにもなる大切な手続きです。

所得がない方も、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している場合または所得に関する証明書が必要な場合（年金、児童手当、公営住宅、奨学金などの手続）は、申告が必要です。所得がなかった方は、申告書裏面の「◆所得のなかった方の記入欄」を記入してください（4. その他（所得のなかった方）参照）。申告がない場合、国民健康保険税の軽減が受けられない等の不都合も生じます。

☆ 申告書を提出しなければならない方は、

『令和6年1月1日現在、日田市に住所がある方』で、

- ①（所得税の申告が必要な方、所得税の還付を受ける方など）税務署に確定申告書を提出される方
- ② 前年の所得が給与のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方

以外の方で、市県民税申告書が送られている理由に該当する方です。

市県民税申告書が送られている方は次の方々となっています。

- ◎事業所得（営業、農業、不動産）がある方
- ◎給与所得者で、勤務先から市役所に「給与支払報告書」等が提出されていない方
- ◎給与所得者や年金受給者で、社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・扶養控除・医療費控除・寄附金税額控除・雑損控除などの申告をする方
- ◎年金のみの所得であるが、控除を申告すれば市県民税が減額あるいは非課税となる方
- ◎公的年金以外の年金（障害年金、遺族年金など）や仕送りの収入だけの方

市県民税申告書は、令和6年2月29日（木）までのご提出をお願いします。

1. 所得金額（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの分について記入してください。）

◎事業所得（営業・農業・不動産）

収支の詳細を申告書裏面の「収支内訳書」欄に記入してください。（税務署の確定申告用収支内訳書での代用も可能です。）
農業収支内訳書が送られてきた方は、その用紙に収支（農業）を記入し申告書に添付してください。

個人で事業（営業・農業・不動産）を行っている場合、日々の収支を帳簿に記帳・保存することが義務付けられています。帳簿の記帳・保存をしていないと「事業所得」ではなく、「業務に係る雑所得」として取り扱うことがあり、合計所得金額や総所得金額等の算出に影響が出ることがありますので、ご注意ください。

●減価償却費の計算の仕方

- 資産名…… 事業用の軽トラック、トラクター、貸家等
 - 取得年月…… 購入した年、月
 - 取得価格…… 購入した価格
 - 耐用年数…… 資産の耐用年数（不明な時はお問い合わせください。）
 - 償却率…… $1 \div \text{耐用年数}$
 - 期間…… 取得が昨年であれば取得月から12月までの月数（取得年がおとし以前であれば12月）
 - 専用割合…… 資産を事業で専用している割合
 - 償却費…… 取得価額 × 償却率 × 期間 × 専用割合
- ・平成19年3月31日以前に取得した資産については、取得価額に0.9をかけて計算してください。
- ・平成19年3月31日以前に取得した資産については、減価償却費の累積額がおとし以前に償却可能限度額に達している場合の償却費 = (取得価額 × 0.05 - 1) ÷ 5 ※未償却残高が1円になるまで、5年間償却できます。

◎給与所得

源泉徴収票を添付するか、源泉徴収票がない方は勤務先から支払証明をもらってください。支払証明については、申告書裏面の「給与の支払証明」欄に記入してもらうか、勤務先から証明をもらった用紙を添付してください。

●給与所得金額の求め方

給与収入金額の合計	給与所得金額（申告書への記入は不要です）
～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額 - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	収入金額 ÷ 4(千円未満切捨て) × 2.4 + 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	収入金額 ÷ 4(千円未満切捨て) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	収入金額 ÷ 4(千円未満切捨て) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 ～	収入金額 - 1,950,000円

◎雑所得

公的年金等の源泉徴収票を添付してください。公的年金以外の互助年金、生命保険契約等に基づく年金、シルバー人材センターからの配分金などの受取のある方は資料を添付してください。

＜裏面に続く＞

●公的年金等の所得金額の求め方

65歳未満の方（昭和34年1月2日以後生まれ）

公的年金等の収入金額の合計(A)	公的年金等の所得金額（申告書への記入は不要です）		
	(A)以外の所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～ 1,299,999円	(A)－600,000円	(A)－500,000円	(A)－400,000円
1,300,000円～ 4,099,999円	(A)×0.75－275,000円	(A)×0.75－175,000円	(A)×0.75－75,000円
4,100,000円～ 7,699,999円	(A)×0.85－685,000円	(A)×0.85－585,000円	(A)×0.85－485,000円
7,700,000円～ 9,999,999円	(A)×0.95－1,455,000円	(A)×0.95－1,355,000円	(A)×0.95－1,255,000円
10,000,000円～	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円

65歳以上の方（昭和34年1月1日以前生まれ）

公的年金等の収入金額の合計(A)	公的年金等の所得金額（申告書への記入は不要です）		
	(A)以外の所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～ 3,299,999円	(A)－1,100,000円	(A)－1,000,000円	(A)－900,000円
3,300,000円～ 4,099,999円	(A)×0.75－275,000円	(A)×0.75－175,000円	(A)×0.75－75,000円
4,100,000円～ 7,699,999円	(A)×0.85－685,000円	(A)×0.85－585,000円	(A)×0.85－485,000円
7,700,000円～ 9,999,999円	(A)×0.95－1,455,000円	(A)×0.95－1,355,000円	(A)×0.95－1,255,000円
10,000,000円～	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円

◎その他

一時所得（生命保険契約等の満期返戻金など）、土地等の譲渡所得、株式等の譲渡所得、配当所得、山林所得がある方は資料を添付してください。

2. 所得から差し引かれる金額(控除)に関する事項

◎雑損控除

災害・火災・盗難・横領等により住宅や家財等に損害を受けた場合に、

①（損害金額－保険金等による補填金額）－（総所得金額等の合計金額×10%）

② 災害関連支出の金額 － 5万円

いずれか多い方の金額を控除することができます。雑損控除の繰越は3年間となります。

雑損控除を申告される方は、税務課の窓口でご相談ください。

◎医療費控除・セルフメディケーション税制

医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。また、選択後の変更もできません。

● 医療費控除・・・前年支払った医療費（保険金等から補てんされる金額の差引後）が、10万円又は総所得金額等の合計額の5%を超える場合、その超える部分が控除額になります。（最高限度額：200万円）

同封の『医療費控除の明細書』に必要事項を記入し、申告書に添付してください。

※令和元年分までは、領収書等のみのご提出でも控除の適用が可能でしたが、令和2年分から『医療費控除の明細書』の記入と提出が必須事項になりました。

- ア 領収書等の提出は不要ですが、後日提示又は提出をお願いする場合がありますので、領収書等は5年間保管してください。
- イ 医療保険者から交付される『医療費通知書』を明細書に添付する場合は、明細書中の「1 医療費通知に関する事項」欄に記入してください。
- ウ 明細書中の「3 控除額の計算」欄はご記入いただかなくても結構です。(市県民税申告の場合)
- エ 明細書への記入方法やその他添付又は提示が必要な書類については明細書の裏面をご覧ください。

● **セルフメディケーション税制**

健康増進や疾病予防として一定の取り組みを行う人の特定一般用医薬品等（スイッチ OTC 医薬品）の購入費（保険金等から補てんされる金額の差引後）が1万2千円を超える場合、その超える部分が控除額になります。（最高限度額：8万8千円）

『セルフメディケーション税制の明細書』の提出が必要です。セルフメディケーション税制の申告をされる場合は税務課市民税係までお問合せください。

◎ **社会保険料控除（領収書・控除証明書を添付してください。）**

社会保険料（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・雇用保険など）を支払った金額。

- ・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料については、それぞれの支払金額を記入いただければ領収書・控除証明書の添付は不要です。

※ 申告者本人以外の年金から天引きされている国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料は控除の対象にはなりません。

◎ **小規模企業共済等掛金控除（領収書・控除証明書を添付してください。）**

小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度又は確定拠出年金法に規定する企業型年金制度及び個人型年金制度に基づき支払った金額。

◎ **生命保険料控除（控除証明書を添付してください。）** ※控除額の計算は市税務課にて行います。

一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料を次の①～③の方法により計算した金額の合計（合計の限度額：7万円）

- ① 平成24年1月1日以後に締結した契約(新契約)
- ② 平成23年12月31日以前に締結した契約(旧契約)

支払保険料の金額	控除額	支払保険料の金額	控除額
～ 12,000円	支払保険料の金額	～ 15,000円	支払保険料の金額
12,001円 ～ 32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円	15,001円 ～ 40,000円	支払保険料の金額×1/2+7,500円
32,001円 ～ 56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円	40,001円 ～ 70,000円	支払保険料の金額×1/4+17,500円
56,001円 ～	28,000円	70,001円 ～	35,000円

- ③ 新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合

新・旧契約それぞれを上記①、②で計算した額の合計（限度額：2万8千円又は②のみで計算した額の大きい方）

◎ **地震保険料控除（控除証明書を添付してください。）** ※控除額の計算は市税務課にて行います。

- ① 地震保険料 … 支払った保険料の金額 × 1/2 （限度額：2万5千円）
- ② 旧長期損害保険料（限度額：1万円）

支払った保険料の金額	控除額
～ 5,000円	支払った保険料の金額
5,001円 ～ 15,000円	支払った保険料の金額×1/2+2,500円
15,001円 ～	10,000円

- ③ 地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合…それぞれを計算した金額の合計（合計の限度額：2万5千円）

※一つの保険契約で地震・旧長期損害両方の契約に該当する場合は、いずれか一つの契約のみ対象となります。

◎配偶者(特別)控除

申告者本人と生計を一にする配偶者(青色専従者、白色専従者、他の方の扶養親族とされている方を除く)で、前年の合計所得金額が48万円以下の方(同一生計配偶者)がいる場合は、氏名・個人番号・生年月日等を記入してください。

また、同一生計配偶者がいる方のうち、申告者本人の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、同一生計配偶者の欄にチェックしてください。

申告者本人と生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の方がいる場合も、氏名・個人番号・生年月日等を記入してください。

- ・他の方の扶養親族とされている方を除きます。
- ・夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。
- ・申告者本人の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受けることができません。

【配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】

	配偶者の合計所得金額		【参考】配偶者の収入が給与所得だけの場合、収入額に換算した金額	申告者本人の合計所得金額		
				～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円
配偶者控除	(70歳未満)	～480,000円	～1,030,000円	330,000円	220,000円	110,000円
	(70歳以上)			380,000円	260,000円	130,000円
配偶者特別控除	480,001円～1,000,000円		1,030,001円～1,550,000円	330,000円	220,000円	110,000円
	1,000,001円～1,050,000円		1,550,001円～1,600,000円	310,000円	210,000円	110,000円
	1,050,001円～1,100,000円		1,600,001円～1,667,999円	260,000円	180,000円	90,000円
	1,100,001円～1,150,000円		1,668,000円～1,751,999円	210,000円	140,000円	70,000円
	1,150,001円～1,200,000円		1,752,000円～1,831,999円	160,000円	110,000円	60,000円
	1,200,001円～1,250,000円		1,832,000円～1,903,999円	110,000円	80,000円	40,000円
	1,250,001円～1,300,000円		1,904,000円～1,971,999円	60,000円	40,000円	20,000円
	1,300,001円～1,330,000円		1,972,000円～2,015,999円	30,000円	20,000円	10,000円
	1,330,001円～		2,016,000円～	対象外		

◎扶養親族

申告者本人と生計を一にする親族で、前年の合計所得金額が48万円以下の方がいる場合は、氏名・個人番号・生年月日等を記入してください。

※ 配偶者、青色専従者、白色専従者、他の方の扶養親族とされている方を除きます。

☆障害者、ひとり親又は寡婦で合計所得金額が135万円以下の方☆

障害者、ひとり親又は寡婦の方で、前年の合計所得金額が135万円以下の場合、市県民税は非課税となります。該当される方は、申告書の障害者控除、ひとり親・寡婦控除の欄を必ず記入してください。

◎障害者控除（手帳等のコピーを添付してください）

申告者本人又は同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合は、記入してください。

また、65歳以上で要介護認定を受けている方は、障害者手帳を持っていなくても「障害者控除対象者証明書」の添付により障害者控除の対象となる場合があります。詳しくは市役所長寿福祉課（☎22-8264）へお問い合わせください。

- 一般の障害者・・・身体障害者手帳3～6級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳2級以下など
- 特別障害者・・・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級など

◎ひとり親控除

ひとり親に該当する場合はチェックボックスにチェックをつけてください。

ひとり親とは、現在婚姻していない方又は配偶者の生死が明らかでない方のうち、次に掲げる要件を満たす方。

- ①前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている子を除きます）
 - ②前年の合計所得金額が500万円以下であること
 - ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと
- ＝世帯主である場合は、同一世帯の中に住民票に世帯主との続柄が「夫(未届)」、「妻(未届)」等の記載がある方がいないこと。世帯主ではない場合、住民票に世帯主との続柄が「夫(未届)」、「妻(未届)」等の記載がないこと。

◎寡婦控除

死別・離別、扶養の有無について、該当するものに○を記入してください。次に掲げる人でひとり親に該当しない方が対象となります。

- 夫と離別・・・ ①扶養親族がいること ②前年の合計所得金額が500万円以下であること
③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと（ひとり親控除の③と同様）
- 夫と死別・・・ ①前年の合計所得金額が500万円以下であること
②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと（ひとり親控除の③と同様）

◎勤労学生控除（学生証等のコピーを添付してください）

合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の場合、申告書に学校名・学年を記載してください。

◎寄附金に関する事項（領収書、寄附金受領証明書等を添付してください。）

寄附先、寄附金額を申告書裏面の「◆寄附金に関する事項」欄に記入してください。

都道府県、市区町村、日本赤十字社、共同募金会、大分県又は日田市の条例で定められた法人等への2,000円を超える寄附金が対象です。

また、勤務先等でふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をされた方が、確定申告書や市県民税申告書の提出をする場合は、特例制度は適用されず、あらためて寄附金控除を受けるための申告をする必要がありますのでご注意ください。

◎所得金額調整控除に関する事項

下記の(1)または(2)に該当する場合は、申告書裏面の「◆所得金額調整控除に関する事項」に必要事項をご記入ください。給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の①～③のいずれかに該当する場合

- ①本人が特別障害者に該当する
 - ②年齢23歳未満で前年の合計所得金額が48万以下の生計を一にする親族を有する
 - ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする親族を有する
- 控除額＝{給与等の収入金額(※)－850万円}×10%

(※)給与等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額は一律「15万円」になります。

(2) 給与所得及び公的年金等に係る雑所得がある方で、その合計額が10万円を超える場合
控除額＝給与所得(10万円を限度)＋公的年金等に係る雑所得(10万円を限度)－10万円

【注意】(1)にも該当する場合は、(1)の控除後の金額から控除します。

3. 上場株式等の課税方式

上場株式等に係る所得については、令和5年度（令和4年分申告）までは所得税と市県民税とで異なる課税方式を選択することが出来ましたが、令和6年度（令和5年分申告）以降から所得税の課税方式に統一されることとなりました。

そのため、確定申告により所得税で総合課税および申告分離課税を選択した場合、市県民税においてもその所得は合計所得金額や総所得金額等に算入されます。これにより、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定、各種行政サービス等に影響が出る場合がありますのでご注意ください。詳しくは税務課窓口でご相談ください。

上場株式等の配当所得		課税方式		
		総合課税	申告分離課税	申告不要制度
税率	所得税	累進課税	15.315%	15.315%
	市県民税	10%	5%	5%
配当控除		あり	なし	なし
配当割額控除		あり	あり	なし
上場株式等に係る譲渡損失との損益通算		できない	できる	できない(注1)
合計所得金額への算入		算入	算入(注2)	不算入

上場株式等の譲渡所得等 (源泉徴収ありの特定口座内のもの)		課税方式	
		申告分離課税	申告不要制度
税率	所得税	15.315%	15.315%
	市県民税	5%	5%
株式等譲渡所得割額控除		あり	なし
上場株式等に係る譲渡損失との損益通算		できる	できない(注1)
合計所得金額への算入		算入(注2)	不算入

注1) 同一の源泉徴収口座内の上場株式等に係る配当所得等と上場株式等の譲渡損失は、その源泉徴収口座内で損益通算されています。

注2) 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得等との損益通算の特例の適用を受けている場合にはその適用後の金額で、かつ、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額になります。

4. その他（所得のなかった方）

昨年中に所得のなかった方、扶養親族になっていた方、非課税収入のみ・雇用保険を受給されていた方、預貯金・借入金等で生活をしてきた方等は、申告書裏面の「◆所得のなかった方の記入欄」に記入してください。

◆所得のなかった方の記入欄

1. 扶養されていた(誰に)	氏名 _____	続柄 _____
	住所 _____	
2. 非課税収入のみ	遺族年金 ・ 障害年金 ・ 老齢福祉年金	
3. 雇用保険を受給していた	_____年 _____月退職	受給期間 _____年 _____月から _____年 _____月まで
4. 生活保護法による生活の扶助を受けていた	_____年 _____月から _____年 _____月まで	
5. その他	預貯金 ・ 借入金 ・ その他(_____)	

見本

【参考】

☆市県民税の非課税限度とは…昨年中の所得が非課税限度額以下の方は、市県民税が課税されません。
均等割と所得割の非課税限度額は下記のとおりとなります。

● 均等割非課税 … 合計所得金額が次の表の非課税限度額以下の方

下記の二重線部分の数	非課税限度額	下記の二重線部分の数	非課税限度額
1	380,000 円	4	1,388,000 円
2	828,000 円	5	1,668,000 円
3	1,108,000 円	6	1,948,000 円

均等割非課税限度額…280,000 円× (本人と同一生計配偶者、扶養親族の合計人数) +100,000 円
(※同一生計配偶者、扶養親族がいる場合は、168,000 円が加算されます。)

※合計所得金額とは、事業所得、給与所得、雑所得（公的年金等に係る所得など）、配当所得、不動産所得などの所得金額を合計した金額（純損失または雑損失等の繰越控除を適用する前の金額）のことをいいます。なお、土地・建物等の譲渡所得など、ほかの所得と分離して課税される所得も含まれます。

● 所得割非課税 … 総所得金額等が次の金額以下の方

下記の二重線部分の数	非課税限度額	下記の二重線部分の数	非課税限度額
1	450,000 円	4	1,820,000 円
2	1,120,000 円	5	2,170,000 円
3	1,470,000 円	6	2,520,000 円

所得割非課税限度額…350,000 円× (本人と同一生計配偶者、扶養親族の合計人数) +100,000 円
(※同一生計配偶者、扶養親族がいる場合は、320,000 円が加算されます。)

※総所得金額等とは、合計所得金額から、純損失や雑損失等の繰越控除を適用した後の金額のことをいいます。繰越控除がない場合は、合計所得金額と同額となります。

※ 本人と同一生計配偶者、扶養親族の合計人数が7人を超える場合は、均等割・所得割の各限度額計算式に人数を当てはめてください。

☆ 簡単！きれい！な申告書を作成しませんか

便利できれいな申告書に仕上がるエクセルファイルの申告書もご利用できます。ただし、申告書をメールで提出されると大変危険ですのでご注意ください（電子申請ではありません）。

次のページからダウンロードした上で、必要な情報を入力し印刷してください。市役所から申告書が送られてきている方は、申告書表面の右上『台帳番号 ○○○○ 住民CD ○○○○』の箇所の番号をエクセルファイルの申告書にも入力をお願いします。

・ <https://www.city.hita.oita.jp/soshiki/somubu/zeimuka/shiminzei/zei/3414.html>

※このファイルは次の環境での動作確認をしています。

・ OS : Microsoft Windows 7 以降 ・ office ソフト : Microsoft エクセル 2010 以降